

## 令和 6 年度第 1 回小田原市みどりの審議会 議事録

1 日 時 令和 6 年 6 月 4 日（火） 午後 3 時から午後 5 時

2 場 所 小田原市役所 3 階 301 会議室

3 内容

### 議題

（1）小田原市緑の基本計画について

（2）小田原市緑の基本計画推進施策の取組状況について

（3）その他

4 出席委員 榑野会長、土屋副会長、小山委員、外崎委員、太田委員

5 事務局 杉山建設部長、下澤建設部副部長、松本みどり公園課長、石黒計画緑政係長、飯塚主任

6 議事の概要

### 議題

（1）小田原市緑の基本計画について

事務局から資料 1 により説明

### 質疑応答

委員 : 緑の基本計画というのは、任意で作っているものではなく、都市緑地法の中で、市町村は緑に関する総合計画を策定することができるという規定がある。それに基づいて、小田原市が緑の基本計画を策定している。なお、都市緑地法の改正が先週国会で成立し、公布されている。その件については、のちほど、私の方から説明させていただく。緑の基本計画の本体が変わるわけではないが、周辺状況が少し付加されるようなことになる。

事務局 : 本市の緑の基本計画については、当初平成 8 年に策定している。その後、長い期間見直しを行っておらず、平成 28 年に見直しを行った。計画というのは、基本的に概ね 5 年でごとに見直しを行わなくてはならず、令和 2 年度に見直しを行った。本来であれば、令和 7 年度に見直しを行う予定だが、1 年間延期させていただき、令和 8 年度に向けて全面改定を行っていく予定である。大きな計画改定から 10 年が経過している。この計画については、市の総合計画にも連動しており、また都市計画マスタープランにも連動している。緑の基幹的な計画であるので、忌憚のない意見をいただきたい。

委員 : 資料 1、13 ページ「8 みどりの推進施策」において、改定に対する意見というよりも印象に残った感想に近いが、小田原ならではの部分として、

歴史的文化的な遺産と一体となった、物理的にも近い所に、神社仏閣などが多いと思う。一般人にわかりやすく、何のために小田原の緑を守るのかという、シンボルツリーとして施策の要素だと感じた。今日現地視察で街を見てきたが、街のことは比較的どの市町村も同様であるため、小田原ならではの部分をしっかりと詰めていただき、然るべきみどりを守るとは、小田原らしさを守ることである。

昨今では巨木が倒れる場所が、たまたま神社仏閣に相当する場所ではなかっただけでダメージは大きい。神社仏閣のみどりはしっかりと守っていることを、計画で強めに表現する必要があるのではないかと。

委員： 次の改定に向けて小田原らしさを強調した方が、市民にもわかりやすくなるのではないかとということで、参考にいただければと思う。

委員： 保存樹林制度は古くからある制度である。法律ではなく各自治体の条例等で行っており、樹木・樹林・生垣を指定して残していく代わりに補助金的なものを管理費等として支払う制度であり、鎌倉市も同様に行っている。ただ倒木の際何かあったときは、所有者の責任となるため、鎌倉市は未実施ではあるが、1,000円2,000円支払うのであれば、保険をかけてあげる制度に切り替えようかと検討した経過がある。その方が、所有者が第三者に被害を及ぼしたときに損害賠償への対応ができる。市が保存樹林制度で指定しているから市が負うというものでもない。所有者が安心して樹木等を管理できる補助金制度を検討することも考えられる。その際は所有者の意見を尊重した方が良いと思う。

委員： 民有地の場合はそのような話もある。例えば今日お城の周りを歩いた際に見た大きな松の木は、恐らく江戸時代あたりからあるものと考えられるが、あれはまさに小田原らしさであり、小田原城と繋がりのある松であるため守る対象として保存樹木に指定しよう、というのはあり得る政策である。お金をかけるわけではなく、まずは指定だけ。市民とともに守りましょうという位置づけをするなど。

事務局： 小田原城というのは、神奈川県内に1つしかない城である。城周辺の松の木や樹木は様々な方から伐採してはいけない、維持管理をしてほしいなどの要望があり、所管する部署でも協議会を設け、専門家の指導のもと計画を立て樹木の管理を熱心に行っている。当然松は小田原にとって代表的な樹木であるため、今行っていることを緑の基本計画にうまく反映させて

いくのも1つである。また、委員から歴史的文化的な考え方を緑の基本計画に重点的に入れていきたい旨の話があったが、資料の4ページ「5 計画の基本方針」に今現在の位置づけとして4つの視点の内の「「わがまち魅せる」小田原のみどり」、6つの基本方針の内の「③小田原ならではの歴史文化を支えるみどりを育てます。」があり、この内容を改定に向けて重点的に目立たせていく必要があるかもしれない。保存樹木の関係も然り、北條早雲という歴史的な背景やかまぼこ通りやなりわい文化を市で手掛けている。板橋地区では大正時代から明治時代にかけて偉人の方が別荘を構えられており、維持修繕しながら魅力を高めている。歴史的な背景を踏まえたまちづくり「小田原市歴史的風致維持向上計画」という計画があり都市部が担当している。そのような中で、昔からあるみどりと歴史をクローズアップできたらと考えているので、これから3年間計画を作るにあたり重点に置いていく必要がある。

委員：前から言われているが、市民の心に響く、分かりやすくするというのは大切なことであり、小田原らしさという観点も市民に分かりやすくという点では大事なことである。委員の皆様、ご意見はあるか。

委員：今日、個人レベルではなく、事務局の案内で小田原を歩いて、市民レベルでやれること、行政が行うものに対してだいぶ違いがあることに気づいた。行政は課と課で調整し事業を行っていると感じた。そして個人レベルでやれることというのは限界があることも感じ、やはり行政が大きな計画を立て、専門家等の意見等を取り入れて事業を行っていただかなければならないと痛感した。また、個人レベルで何か行うとなるとボランティアとなり、ボランティアは自分の満足感を満たして完結してしまう気がする。ある程度自治会を巻き込んで個人レベルの参加者を増やす必要があるのではないか。ただ、思った以上に何気なく通り過ぎているが、行政が街のみどりに携わっていることがわかったため、引き続きお願いしたい。

委員：歴史的文化と樹木保存は予算として一番お金がかかる取り組みと思われる。ボランティアの人が何か新しいものを作れば良いというわけでもない。小田原が大々的に推していきたいものの1つではあるが、これを実際に策定に入れることで、あまりにも規模が大きくなり、達成することはできるのか。事業を行うにあたってクレームや反対意見を言ってくる近隣住民もいる。そのため緑の基本計画を作って10年先、20年先、100年先を見て

取り組んでいるという姿を周知し、協力を仰いでいかなければならない。計画はいくらでも良いことを書くことができるので、実際に実現可能な計画を立てていけたら良いと思う。

委員： おっしゃるとおりである。総論は賛成で、各論は反対というのが目に見えてある。言っていることはわかるといい、ではこの事業を行うと伝えたと、それはいけないと反対する。これが本音の部分であり、この部分をどのようにするかが問題である。行政は説明を繰り返し行っていく必要がある。既に行っているとは思いますが、こういった計画を行う中で一番大事な部分は啓発である。啓発というのは、こういう計画や施策がある、施策をしてこのようになってきたということを周知することが大事な事である。啓発とは、緑の保全と創出と公園の3本柱で行い、3本別々ではなくまとめて行うものであるが、3本並んでしまうことが多い。一番行政が苦手という用語弊があるが、施策を進行しようとし、啓発というソフト事業が後回しになることがよくある。市民委員にお願いしたいのは、私はこういうことをしているということを近くの方へお知らせするというのが1つ大きな啓発になる。これから緑の基本計画の策定作業を行うにあたり、計画策定中に経過公表するのも大きな啓発になる。計画策定中にモニタリングとして、市民に意見を聞くこともあると思うが、それも大きな啓発の1つである。こういったことを数年間行っていくことになる。先ほど大事な意見があったが、実現可能なものを行っていく限りは、市民が理解していけるものであるということ。普及啓発は重要である。

委員： 普及啓発は大事である。緑に対する意識改革というのはもっとおこなってもよいと感じた。今日見させてもらったが、店舗の前にハンキングバスケットがあっても、その下にゴミ収集のためのネットがあった。今、全国的に花と緑による地域の活性化を目指すような首長会議ができています。全国で100以上の首長が参加している。そこで何を行っているのかというと、花や緑によるまちづくりを進め、次の世代へつなげていきたいという思想で行っている。花と緑のまちづくりが活性化の1つになるという認識を持っているところがかなり出てきている。今までやってきたことに踏まえて、さらに市民や企業を含めてみどりに対する意識改革が必要となる。そのためには副会長のおっしゃる普及啓発が一理あると思う。基本計画の改定作業を市民の方に見える化、こういうことをやっていると紹介し関心

を持ってもらうことが大事である。その点については後ほど説明するが、国の方でも緑に対してもっと民間投資を促進するとしており、実際に動きが出てきている。

委員：基本計画ではなく枝葉の話になってしまうが、今後啓発をどのようにしていくのかという話が進んでいった場合、啓発とは何か、週に1回草むしりをする事なのか、など具体的な案が出てくると思う。現地を歩き会長らと様々な話をしたおかげで気づいたことがある。やはり、緑や花に触っているとセンスが良くなり心が豊かになる。子育てに活かした場合、センスの良い子が育つとバランスの取れる人間が育つ。例えば人との距離感。Aがこう頑張ったらBがこう発言して場が盛り上がる、など。植物との触れ合いが人間も生き物なので通ずるものがある。人間関係の生きる術に繋がる。また、純粹に美しいものを作ることができる。頭も良くなり非常に理知的・合理的に物事を判断したり行動したりする子供が育つなどの効用がある。心が豊かになれば身だしなみも綺麗になるなど美意識が高くなる。なので、啓発というのは仕事・市民力ではなく、それをする事により自身の人間力を高めること、子育てや社会に対する貢献など、自分を装飾しているという価値観へ切り替わっていくように促していくことであると思う。市民はそのことを知っているはずなので、市はもっと吸い上げる機会を設ける必要がある。資料1「視点3 「みんなで育む」小田原のみどり」にある企業との連携に関して、誰がしっかりと綺麗にしているか競り合うようにするのはどうか。派手さを競い合うのではなく、誰のセンスが良いのか、生き物を生かしているのか、常日頃の様子を見る。運営はその場限りの植物の綺麗さを見る大会を開くのではなく、日中どのように世話をしているのかを見る。生き物はずっと生きていくので、審査する側も定期的にチェックする。お互いがうまく綺麗になっていると思える、整える人と見る人の温かい関係性を育めるように、企業と共同で行うことを本編で謳ってしまうのも面白いと思う。

委員：北海道の恵庭市の例であるが、花の庭づくりを毎年コンペのような形で実施し、それぞれの家で緑化を行う、オープンガーデンという事業を行っている。このような取り組みが広がり、オープンガーデンや表彰とは関係なく花づくりや緑の空間を作っていく流れがスタンダードとなっている。その中心的な方へ何故花づくりや緑化を一生懸命行っているのかと質問

したところ、幸せのおすそ分けと話していた。花や緑を育てて綺麗な街を造るというのは、自分だけでなくみんなに幸せになってほしいということをお願いとおっしゃっていた。

委員：鎌倉市にも鎌倉中央公園という場所があり、里山の体験として田んぼや畑などの森林作業・教育として子供たちを含めてその環境の中で子育てをする団体がいる。その団体が鎌倉市の公園協会や NPO 法人と 20 数年続けており、子供たちは公園の中を裸足で駆け回ったり、池の中に入ったりしている。いろんなやり方が沢山あるが、それは行政が主体でやるのではなく、本当は皆さんで行う時代が一番良いと思う。行政は行政の役目があるため、そこまで全部行政が行うのは難しい。ボランティアが育ちアイデアを提案した際、行政が支援できることを緑の基本計画の中で表現できたら良いと思う。

## （２）小田原市緑の基本計画推進施策の取組状況について

事務局から資料 2 により説明

### 質疑応答

委員：主だった施策の推進やグリーンインフラに関する話を説明していただいたが、これらの取り組み状況を取りまとめている自治体はあまりなく、小田原市が進んでいる部分である。フォローアップや他部局にまたがる事業を総合的にまとめることはなかなか難しい。副会長のご指導もあり、小田原独自に進んでいる取り組みである。

委員：この資料を作成することは大変な作業である。何故、最初に資料の取りまとめをお願いしたかというと、行政の作る計画は 20 年と長期的なものである。作った担当者たちは頑張るが、人事異動で担当者が変わると、引き継ぎが続いていく中で薄れていってしまうことがある。そういう事態にならないように、この委員会にいる市民や意識の高い委員から催促され、頑張っていないと報告できない状況にした。また、1 年計画は分かるが、5 年間 10 年間の変化が分からないとフォローアップできない。計画通り進捗している施策は 80% 以上ある。ただし、報告結果の中身は単年度の成果は分かるが長期的な変化は分からない。定性的なものは難しいので、定量的な結果を年度ごとにまとめておくと分かりやすい。オープンにするかしないかは行政の判断に任せる。これらをもとに進捗状況を掴んでいき、定量的な結果を年度ごとに表記していく必要がある。なお、やや進捗が遅

れているが実施している 12 施策の内、2 施策は県の施策である。これはいくら小田原市が頑張っても、県が動かなければ進まない。この施策については、緑の基本計画の施策の表の部分で「県への要請」という言葉をきちんと表記しておくとう分かりやすい。また、課題あり計画通り進捗していない 9 施策の内、1 施策が県の施策である。小田原市が頑張ってもできない県の施策を含めて評価していることを考慮する必要がある。

委員 : ただみどりのことだけでなく、記載のある安全管理、自然を守るということは私たちの暮らしを守ることなのだと、改めて実感した。今回市長が変わり、マニフェストの中の重点も変わり、今まで計画としてあった総合施策の 1 つ 1 つの施策に対する工程表が変わってくると思う。意思決定者が変わってくる可能性もある中で、市民には警鐘していかなければならないため、2 倍 3 倍の仕事量となる。さらに、先ほど事務局から報告のあった流域河川の概念は、2 市 8 町を超えた権利の問題が出てくる。小田原市が指揮をとるのか、実務的にどう進めていくのか、分かる範囲で示しいただきたい。

事務局 : まず、今見直している緑の基本計画については、現市長が前回在任していた時に作った緑の基本計画であり、その後市長が変わり、今回再任となる。選挙時に作られたマニフェストのみどりに関することは概ね 2 点書いてある。1 つは、未充足地の公園整備として新しい公園を造っていく。もう 1 つは、緑化としてみどりを街なかに増やしていく。本日現場を見ていただいたが、スタンディング花飾りや道路照明灯の花飾りは現市長が前回在任していた際に取り組んだ事業であるため、これからも推奨していくと思われる。今のマニフェストについて、みどりはみどり公園課、福祉は福祉政策課など担当課に意見を聞きながら、マニフェストを加除修正していきたいという意向はある。緑の基本計画の見直しについては市長とも調整をし、検討していくことになる。

委員 : 正直大変難しい問題である。私はみどり関係しかやってこなかった。私が入庁した頃の建設部は下水道 1 本だった。どこの都市も。人海戦術で予算も人員も投下され、下水道を整備するという時代だった。みどり行政については、段々環境など問題が出てくると真ん中に出てはきたものの、主流ではない。それが環境インフラやグリーンインフラという言葉が出てくると、道路も公園もみどりもみんな一緒だという切り口でグリーンインフ

ラという考え方になる時代が変わった。緑の基本計画でグリーンインフラの書き方を検討していく必要がある。ただし、緑の基本計画に関してはほとんどがグリーンインフラであるため、具体的にこの施策とこの施策がグリーンインフラとすることは有り得ないと思う。それから、地域別の書き方については、小田原市の特徴は山があり、生産緑地が中間にあり、市街地があり、海がある。それらを繋ぐ要素の一つとして水があり、流域という範囲で1つの地域を見ることができるのではないかと。行政区として見るのではなく、流域で自然を見ると環境として違う側面を見ることができるのではないかとという見方をしてみた。それにより何が出てくるかというのはまだ明確に分からない。鎌倉市は既に20年くらい前から緑の基本計画で取り入れている。流域で見るということは全体の生物多様性を保護する。例えばメダカがあり、メダカが住める環境と小田原メダカという特殊な種の保存が考えられる。この地域にしかない種のため、藤沢メダカや鎌倉メダカと混在することはできないという考え方を定着させる事が大事であり、メダカの保護を通じて固有種が生活できる環境を維持していくこと。なお、藤沢メダカや鎌倉メダカの違いは尾の数などの違いである。特定の河川にいる固有種を残すということは絶対に混在させてはいけないということ。固有種のメダカを保護するためにやっており、検証するためには流域を守らなければならない、といったことをきちんと定着させる必要がある。

委員：この審議会で決めることは、みどりの視点でこうあるべきだ、ということであって、流域の計画を作って実際に実行するのは水担当の部署になってくる。流域計画をみどりの視点から総合的に物申すと違った観点が見えてくる。みどりの審議会でやっている緑の基本計画はみどりに関する総合計画のため、言うべきことは言うという理解で良いか。

事務局：問題ない。

委員：これらを踏まえて自由に発言いただきたい。

委員：流域に関する観点で物事を捉えることが、行政の中で縦割りになりがちだが、まちづくりの大事な要素となる。

委員：111施策の詳細を全て行っていくことは、何十年もかかり無理だと思う。それこそ、市長が変われば全てが変わってしまうことも時にはある。実際、時代が5年10年変われば考え方や見方もだいぶ変わってくる。5年10年



以内で可能なことを計画として立てた方が実現できるのではないかな。

事務局 : 111 施策の詳細すべてがみどり公園課担当のものではない。環境部、文化  
部などの施策もある。その中で、停滞してしまっている施策もある。市長  
が変わって内容も変わってくる施策もあるため、精査しながら総合計画と  
の整合を図りつつ、不要なものはなくし、必要なものは加えなければなら  
ない。その中で、委員のおっしゃるとおり、身の丈に合わせた中で計画を  
作成していくことは、大事なことであると思う。市民に分かりやすく、内  
容を精査し、進めてまいりたい。まず、事務局の作業としては、今ある計  
画の振り返りをする。副会長がおっしゃっていた、単年度ではなく、  
累計でどれくらい施策を実施していて、効果はどれほどあったのか、など  
を確認しなければならない。そのうえで、市長の政策などを加味した次の  
展開の作業が必要となる。

委員 : 本来、市長が変わるたびに計画が変わることはないと思う。加藤市長が前  
回在職の時、会長も私も任命された。その時一度お会いし、方向性を確認  
したうえで平成 27 年に 20 年ぶりの改定を行った。加藤市長の意思を含め  
た緑の基本計画が現に生きていると解釈しているため、大きな変化はない  
と考えている。お会いしたとき加藤市長は、開発ではなく緑化の推進や公  
園を造っていきたいということと、特に緑化の推進を強く強調されていた。  
マニフェストの姿勢も変わっていないため、緑の基本計画も大きく変更す  
ることはないと思う。ただし、時代は変わってきており、インフラや生物  
多様性などの言葉が出てきているため、切り口をどうするのか、市民に分  
かりやすく行っていく。委員の方で分からないことであれば、遠慮なく分  
からないと意見していただけると助かる。委員でない市民はもっと分から  
ない。分からない部分は、みどり公園課が丁寧に対応してくれる。そうす  
ることによって市民に分かりやすい計画が生まれる。

委員 : 緑の基本計画施策自体はマスタープランとして長期的な計画であり、施  
策の方は資料のとおり短期中期長期で考えている。実際に取り組む施策に  
ついてはメリハリつけて行うと良い。

委員 : 多岐に管轄が渡っており、緑の基本計画は時間がかかるものなのだと実  
感した。市民は「計画はあるものだ」と思っているが、もっとアピールし  
た方が良いと思う。街路樹はどこに何が植わっているか、昔からある記念  
物になっている木や歴史ある木を巡るツアーを募集するなど、地元を知っ

てもらおうと良い。

- 委員 : 国際的に生物多様性の取り組みについては注目されている。個々のみならず、都市全体が生物多様性に配慮しているのか。最近はやナチャーポジティブという言葉を使用しており、様々な生き物が住める空間を新たに作りあげていくことが非常に大事である。次の見直しの時には検討していただきたい。また、本日取り組み状況を提出いただいたが、『市民の緑化』に関して言うと、市のお金を使うだけでなく、都市緑化機構による助成事業もある。例えば商店街で緑化を実施した時に、1箇所あたり150万円の助成がある。また、もっと大きなシンボリックな緑化の場合は、1,000万円という助成もある。こういった事業を活用するのも1つの手ではないかと思う。さらにグリーンインフラに関して細かいことを言うと、今日現場を見た中でお堀の横に水の流れていない空間があった。
- 事務局 : 以前は、水道で循環させていたものであり、今は水を止めてしまっている状況である。
- 委員 : あの空間は、道路に溜まった汚い水が、直接お堀へ流れないようにして、雨庭などグリーンインフラ的な施設を造るなどしても良い。

### (3) その他

- 事務局 : 会長が冒頭で話されていた「都市緑地法等の一部を改正する法律案」について、お手元の資料に基づいて会長からご説明いただきたい。
- 委員 : 都市緑地法等の一部を改正する法律案について簡単に説明していく。法律案となっているが、既に法律は通っていて「案」は取れている。国としては、まだまだ緑地の充実度が低く減少傾向にあるという問題意識の中で、気候変動対応、生物多様性、幸福度の向上などに対して、昨年、G7の国際会議の中で、地方公共団体のみならず、国でも様々な形で緑地の保全創出に取り組んでいくということが共有された。そういったことも踏まえてみどりに関して積極的に取り組んでいきたい、といった法律改正である。法律の概要を大きく分けると3点ある。1点目は「国主導による戦略的な都市緑地の確保」であり、緑の基本計画は市町村の計画だが、これに合わせて国の方でも緑の基本計画に相当するような基本方針を作成するというものである。それから、都道府県が都市における緑地の保全等に関する広域計画を作成するというもので、神奈川県が広域的な緑地計画を作成す

ることができるようになった。なお、神奈川県が作るかどうかは別である。具体的には湘南海岸などの緑地をどうするかなどが問題になってくると思われる。また、都市計画全般に渡った緑地の位置付けの明確化も行われた。2つ目が「貴重な都市緑地の積極的な保全・更新」である。特別緑地保全地区という規制の厳しい都市緑地法で定める制度があり、機能維持増進事業を明確化し、予算的にも補助していくものである。これは新しい視点で、放置しておくとなれば竹林化してしまうなどの課題を把握し、里山の管理に積極的に取り組むものである。それから、緑地の買入れを代行する国指定法人制度を創設するものである。公共団体に代わって都市緑化支援機構という指定法人が代行する制度を作った。3つ目は「緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み」である。例えば森ビルさんがやっている、麻布台ヒルズ。六本木ヒルズのような民間が作っている緑地を国が認定することにより、民間事業者の緑地の確保に対する取り組みへのお墨付きを与えることを通じて、積極的に取り組んでいただこうという狙いである。以上が大きく分けた3つである。ここでポイントとなるのは、国が緑地に関する計画を作ること、緑地の保全を積極的に取り組むこと、緑地への民間投資である。今日の現地視察で見たが、新しいビルが建つと周りに立派な緑地が出来上がる。これらを認証することで、緑地を促すことができるという法律が出来たので、次の緑の基本計画の改定で今日の資料にもある、緑地保全に関するマネジメントの視点、民間と連携してみどりを作っていく視点などがより求められるのではないかと。

以上